

ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板の生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び代表者氏名
住所

下記のニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板は、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないため、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第1条第2項に規定する証明書の交付を受けたく、ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第二項に規定する特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていない旨の証明書の発給に関する省令第1条第1項の規定に基づき申請します。

記

貨 物 名：
製 造 業 者 名：
製造業者の住所：
輸 出 者 名：
輸出者の住所：
輸 入 の 時 期： 年 月 日
輸 入 港 名：
輸 入 数 量： MT 輸入金額： 円
仕 入 書 番 号：

証 明 書

番 号
年 月 日

経済産業大臣

印

上記申請に係るニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板は、その生産に際して特定国等において熱延鋼帯について冷間圧延をする工程を経て製造されていないことを証明する。